

特定非営利活動法人
旧真田山陸軍基地とその保存を考える会

定 款

第1章	総則	第1条～第5条
第2章	会員	第6条～第11条
第3章	役員	第12条～第18条
第4章	会議	第19条～第28条
第5章	理事会	第29条～第36条
第6章	資産	第37条～第39条
第7章	会計	第40条～第48条
第8章	定款の変更、解散及び合併	第49条～第52条
第9章	事務局	第53条～第57条
第10章	雑則	第58条～第59条
附 則		
別 表		

特定非営利活動法人
旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 大阪府吹田市千里山西1丁目33番14号 堀田暁生 方 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本最古の陸軍墓地である旧真田山陸軍墓地について、広く日本の戦争遺跡の一つとしてその姿や歴史的意義等を、学術的その他様々な角度から研究・検討するとともに、学習の場や機会の提供、現地案内、あるいは研究成果の発表等を通じて、地域の住民及び広く一般市民にも関心を持ってもらうことにより、もってこの墓地の保存のあり方を考え、そのために必要な活動を実践していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表のうち、次に掲げる各号に該当する特定非営利活動を行う。

- (1) 第2号 社会教育の推進を図る活動
- (2) 第3号 まちづくりの推進を図る活動
- (3) 第6号 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 第7号 環境の保全を図る活動
- (5) 第10号 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 第19号 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 保存体制及び保存技術等の調査、助言及び実践業務
- (2) 研究業務及び研究誌の発行業務
- (3) 墓地の現地案内業務
- (4) 学校教育等における地域学習及び生涯学習への支援・協力業務
- (5) 広報及び啓発活動業務
- (6) この法人の設立趣旨に沿う特定非営利活動法人等とのネットワーク協力
- (7) 目的を達するためのその他の業務

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の各号に定める3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、活動するために入会した個人

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同して入会した個人

(3) 特別賛助会員

この法人の目的に賛同し、協力するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書及びその他理事会が定める書面を理事長に提出して申し込むものとし、入会について理事会の承認を経なければならない。

2. 理事長は、理事会において前項の入会申込者が第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条及び第5条に定める活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3. 理事長は、理事会において第1項の入会申込者の入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は特別賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6箇月以上会費を滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払いの意思がないと認定した者。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反するような行為をしたとき。
- (3) この法人の秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2. 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

3. 理事会が必要と認めたときは、専務理事及び常務理事を置くことができる。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長・副理事長・専務理事・常務理事は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の一

総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5. 監事は、理事又は法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長はこの法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

3. 専務理事及び常務理事は、法人の常務を執行することとし、副理事長に事故があるとき若しくは欠けたとき、又は理事長及び副理事長に事故があるとき若しくは欠けたときは、専務理事、常務理事の順序によって、その職務を代行する。但し、専務理事及び常務理事が選任されていないときは、理事が職務を代行するものとし、その順序はあらかじめ理事会において定めるものとする。

4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 正会員以外の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(総会の権能)

第21条 総会は、本会の運営に関する以下の各号について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の承認

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 定款の変更

(4) 解散又は合併

(5) 役員を選任及び解任

(6) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(7) その他、運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回これを開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2. 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については、出席したもの

とみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、
その数を付記すること)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は
署名しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事長は、理事長が必要があると認める場合には、理事会において意見を述べるこ
とを認める者に対して、理事会への出席を求めることができる。

(理事会の機能)

第30条 理事会は、定款に定めるもののほか以下の各号について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決の要しない本会の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集
の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条2号の場合には、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。但し、理事が全員出席し、かつその承認が得られたときは、前段の定めにかかわらず理事会を開くことができる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。但し、理事長に支障があるときは、副理事長又は理事長が指名する理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 第29条第2項に基づいて理事会に出席した者については、議決権を有しないものとする。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 第29条第2項に基づいて理事会に出席した者の氏名

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資 産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2. この法人の経費は資産をもって支弁する。

第7章 事業計画及び会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 前項に定める会計年度をもって、この法人の事業年度とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長がこれを作成し、理事会の承認を得なければならない。

2. 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告し、承認を得なければならない。

3. 当該総会は、報告を受けた事業計画及び収支予算の変更を議決できる。

4. 前項の議決が行われた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画及び収支予算を変更しなければならない。

5. 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、理事会は、事業計画及び収支予算の追加又は更正等の変更を行うことができる。

6. 理事会は、前項の規定に基づいて事業年度中に事業計画及び収支予算を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告し、承認を得るものとする。

(暫定予算)

第44条 総会において、事業計画及び収支予算の承認が得られない場合で、緊急を要する場合は、理事長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(長期借入金)

第45条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を得なければならない。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるために、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、収支計算書及び貸借対照表等決算に関する書類は、理事長が毎事業年度終了後3か月以内に作成し、理事会の議決及び監事の監査を経たうえで、総会の承認を得なければならない。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の多数の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余の財産)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残余する財産は、大阪府に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類)

第56条 事務局は、法第28条に定める各種書類を事務所に備え置かなければならない。

(書類の閲覧)

第57条 会員及び利害関係人から、前条の備付け書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 雑 則

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行なう。

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人成立の日から施行する。
2. この法人の成立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表(1)の通りとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成18年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第42条第2項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年3月31日までとする。

5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び年会費については、第8条第1項の規定にかかわらず、別表(2)に定める額とする。
7. 平成24年12月27日改正
8. 平成26年2月23日改正
9. 令和3年7月1日改正

別表(1) 設立当初の役員

① 理事長

小 田 康 徳

② 副理事長

横 山 篤 夫

吉 岡 武

③ 理事

飯 沼 雅 行

江 浦 洋

川 口 宏 海

小 松 忠

坂井田 徹

高 木 泰 三

西 川 寿 勝

西 島 昇

④ 監事

原 田 敬 一

堀 田 暁 生

別表(2) 設立当初の入会金及び年会費

正会員

(入会金) 20,000円 (年会費) 3,000円

一般会員

(入会金) 1,000円 (年会費) 2,000円

特別賛助会員

(入会金) 1,000円 (入会時) 一口10,000円〈一口以上〉

以上の通り特定非営利活動法人旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会設立のため、設立代表者の代理人高木泰三は、行政書士法第1条の3に基づいて本定款を作成したので、次に記名押印する。

特定非営利活動法人 旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会

設立代表者 小 田 康 徳

大阪府枚方市星丘2丁目16番4号

上記代理人 行政書士 高 木 泰 三

これは，当法人の定款である。

大阪府吹田市千里山西1丁目33番14号 堀田暁生方

特定非営利活動法人

旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会

理事長 小 田 康 徳